

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 いなべ市北勢町阿下喜31番地

氏 名 いなべ市長 日沖 靖

住所

氏 名

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所　　在	林班	小班	地目	人工林 面　積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田字宮之谷1599	5038	オー１	山林	0.17	針広混交林	53				
2	いなべ市藤原町古田字薬師山1570-3	5038	カー16	山林	0.00	広葉樹	63				
3	いなべ市藤原町古田字薬師山1590-3	5038	オー２	山林	0.03	広葉樹	56				
4	いなべ市藤原町古田字薬師山1570-2	5038	カー16	山林	0.01	針広混交林	63				
	以下余白										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住　　所　　いなべ市北勢町阿下喜31番地

氏　　　名　いなべ市長　日沖　靖

住　　　所

氏　　　名

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所　在	林班	小班	地目	人工林 面　積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田字切下シ1782	5039	ア-1	山林	0.09	針広混交林	84				
2	いなべ市藤原町古田字宮之谷1601-1	5038	イ-1	保安林	1.21	ヒノキ	62				
3	いなべ市藤原町古田字切下シ1785	5039	ア-6	山林	0.03	針広混交林	97				
	以下余白										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住　　　所　　いなべ市北勢町阿下喜31番地

氏　　　名　　いなべ市長　日沖　靖

住　　　所

氏　　　名

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所　在	林班	小班	地目	人工林 面　積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1764	5038	㍿-23	山林	0.03	広葉樹	108				
	以下余白										

[

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住　　 所 いなべ市北勢町阿下喜31番地
氏 名 いなべ市長 日沖 靖

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住　　 所
氏 名

]

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集7-5	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地					
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の 始期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益か ら伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額 の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備 考
番号	所 在		林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)							
1	いなべ市藤原町古田字薬師山1597		5038	カー24	山林	0.01	広葉樹	133	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、いなべ 市森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1回 以上実施する。ただし、経 営管理実施権が設定される 場合は、経営管理実施権者 が提示した企画提案書に基 づいて、森林整備を行うも のとする。 乙は、市有林と同程度の 回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気 象害等の確認を行う。ただ し、経営管理実施権が設定 される場合は、経営管理実 施権者が確認を行うものと する。 間伐は森林の現況や林地 の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊 等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する ものとする。	経営管理権に基づき乙が経 営管理を行うために要した経 費は乙が負担し、乙が実施す る間伐の結果生じた木材の販 売による収益はこのものとし る。 ただし、経営管理実施権が 設定された場合、経営管理実 施権者が経営管理実施権配分 計画に添付された利益の見積 額を甲に支払うものとする。 なお、木材の販売収益から利 用間伐及び販売の経費（経費 の見積額）を控除した額が経 営管理実施権配分計画に添付 された甲に支払う見積額を上 回る場合は、その額とする。	乙から甲に対し て、金銭の支払い は行わない。 ただし、経営 管理実施権が設定 された場合は、木 材の販売収入額が 確定後、経営管理 実施権者から甲に 対して速やかに支 払いを行うものと する。	経営管 理権の設 定区域は 別添図面 のとお り。	
2	いなべ市藤原町古田字南貝戸944		5038	カー2	山林	0.00	スギ	112	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日					
3	いなべ市藤原町古田字南貝戸945		5038	カー23	山林	0.02	広葉樹	133	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日					
4	いなべ市藤原町古田字中貝戸1109-2		5038	カー15	山林	0.00	未立木 地	80	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日					
5	いなべ市藤原町古田字薬師山1571		5038	カー16	山林	0.00	針広混 交林	63	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日					
6	いなべ市藤原町古田字薬師山1581-2		5038	カー15	山林	0.00	針広混 交林	80	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日					
7	いなべ市藤原町古田字薬師山1586-1		5038	カー8	山林	0.01	針広混 交林	102	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日					
8	いなべ市藤原町古田字薬師山1588		5038	カー16	山林	0.01	広葉樹	59	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日					
	以下余白														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田字薬師山1597	5038	カー24	山林	0.01	広葉樹	133				
2	いなべ市藤原町古田字南貝戸944	5038	カー2	山林	0.00	スギ	112				
3	いなべ市藤原町古田字南貝戸945	5038	カー23	山林	0.02	広葉樹	133				
4	いなべ市藤原町古田字中貝戸1109-2	5038	カー15	山林	0.00	未立木 地	80				
5	いなべ市藤原町古田字薬師山1571	5038	カー16	山林	0.00	針広混 交林	63				
6	いなべ市藤原町古田字薬師山1581-2	5038	カー15	山林	0.00	針広混 交林	80				
7	いなべ市藤原町古田字薬師山1586-1	5038	カー8	山林	0.01	針広混 交林	102				
8	いなべ市藤原町古田字薬師山1588	5038	カー16	山林	0.01	広葉樹	59				
	以下余白										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 いなべ市北勢町阿下喜31番地

氏 名 いなべ市長 日沖 靖

住 所

氏 名

（記載注意）

- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集7-6	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地			
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権の 始期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益か ら伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額 の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所 在	林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)						
1	いなべ市藤原町古田字薬師山1568	5038	カー16	山林	0.05	ヒノキ	63	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、いなべ 市森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1回 以上実施する。ただし、経 営管理実施権が設定される 場合は、経営管理実施権者 が提示した企画提案書に基 づいて、森林整備を行うも のとする。 乙は、市有林と同程度の 回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気 象害等の確認を行う。ただ し、経営管理実施権が設定 される場合は、経営管理実 施権者が確認を行うものと する。 間伐は森林の現況や林地 の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊 等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する ものとする。	経営管理権に基づき乙が経 営管理を行うために要した経 費は乙が負担し、乙が実施す る間伐の結果生じた木材の販 売による収益はこのものとし る。 ただし、経営管理実施権が 設定された場合、経営管理実 施権者が経営管理実施権配分 計画に添付された利益の見積 額を甲に支払うものとする。 なお、木材の販売収益から利 用間伐及び販売の経費（経費 の見積額）を控除した額が経 営管理実施権配分計画に添付 された甲に支払う見積額を上 回る場合は、その額とする。	乙から甲に対し て、金銭の支払い は行わない。 ただし、経営 管理実施権が設定 された場合は、木 材の販売収入額が 確定後、経営管理 実施権者から甲に 対して速やかに支 払いを行うものと する。	経営管 理権の設 定区域は 別添図面 のと おり。
	以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田字薬師山1568	5038	カー16	山林	0.05	ヒノキ	63				
	以下余白										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所 いなべ市北勢町阿下喜31番地

氏 名 いなべ市長 日沖 靖

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所

氏 名

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集7-7	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地			
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権の 始期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額 の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所 在	林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)						
1	いなべ市藤原町古田字薬師山1592	5038	カー4	山林	0.00	ヒノキ	76	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日	乙は、森林の多面的機能 を發揮させるため、いなべ 市森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1回 以上実施する。ただし、経 営管理実施権が設定される 場合は、経営管理実施権者 が提示した企画提案書に基 づいて、森林整備を行うも のとする。 乙は、市有林と同程度の 回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気 象害等の確認を行う。ただ し、経営管理実施権が設定 される場合は、経営管理実 施権者が確認を行うものと する。 間伐は森林の現況や林地 の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊 等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する ものとする。	経営管理権に基づき乙が経 営管理を行うために要した経 費は乙が負担し、乙が実施す る間伐の結果生じた木材の販 売による収益は乙のものとし る。 ただし、経営管理実施権が 設定された場合、経営管理実 施権者が経営管理実施権配分 計画に添付された利益の見積 額を甲に支払うものとする。 なお、木材の販売収益から利 用間伐及び販売の経費（経費 の見積額）を控除した額が経 営管理実施権配分計画に添付 された甲に支払う見積額を上 回る場合は、その額とする。	乙から甲に対し て、金銭の支払い は行わない。 ただし、経営 管理実施権が設定 された場合は、木 材の販売収入額が 確定後、経営管理 実施権者から甲に 対して速やかに支 払いを行うものと する。	経営管 理権の設 定区域は 別添図面 のとお り。
2	いなべ市藤原町古田字薬師山1594-1	5038	カー7	山林	0.00	広葉樹	112	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日				
	以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田字薬師山1592	5038	カー4	山林	0.00	ヒノキ	76				
2	いなべ市藤原町古田字薬師山1594-1	5038	カー7	山林	0.00	広葉樹	112				
	以下余白										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所

いなべ市北勢町阿下喜31番地

氏 名

いなべ市長 日沖 靖

住 所

氏 名

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所 在	林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田字薬師山1589	5038	カ－5	山林	0.10	スギ	55				
2	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1750	5038	キ－16	山林	0.01	スギ	117				
3	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1711	5038	キ－15	山林	0.60	ヒノキ	52				
4	いなべ市藤原町古田字南貝戸942	5038	カ－15	山林	0.02	スギ	80				
5	いなべ市藤原町古田字切下シ1787	5039	ア－1	山林	0.75	針広混交林	84				
	以下余白										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 いなべ市北勢町阿下喜31番地

氏 名 いなべ市長 日沖 靖

住 所

氏 名

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集7-9	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地							
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の 始期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額 の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考		
番号	所 在					林班	小班	地目	人工林 面 積 ha							現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)
1	いなべ市藤原町古田字薬師山1587-1					5038	カ-8	山林	0.24	ヒノキ	98	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、いなべ 市森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1回 以上実施する。ただし、経 営管理実施権が設定される 場合は、経営管理実施権者 が提示した企画提案書に基 づいて、森林整備を行うも のとする。 乙は、市有林と同程度の 回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気 象害等の確認を行う。ただ し、経営管理実施権が設定 される場合は、経営管理実 施権者が確認を行うものと する。 間伐は森林の現況や林地 の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊 等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する ものとする。	経営管理権に基づき乙が経 営管理を行うために要した経 費は乙が負担し、乙が実施す る間伐の結果生じた木材の販 売による収益は乙のものとし る。 ただし、経営管理実施権が 設定された場合、経営管理実 施権者が経営管理実施権配分 計画に添付された利益の見積 額を甲に支払うものとする。 なお、木材の販売収益から利 用間伐及び販売の経費（経費 の見積額）を控除した額が経 営管理実施権配分計画に添付 された甲に支払う見積額を上 回る場合は、その額とする。	乙から甲に対し て、金銭の支払い は行わない。 ただし、経営 管理実施権が設定 された場合は、木 材の販売収入額が 確定後、経営管理 実施権者から甲に 対して速やかに支 払いを行うものと する。	経営管 理権の設 定区域は 別添図面 のとお り。
	以下余白																

[illegible]

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1727	5038	キー16	山林	0.04	広葉樹	50				
2	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1728	5038	キー16	山林	0.18	スギ	117				
3	いなべ市藤原町古田字宮之谷1709	5038	エー9	保安林	0.01	針広混 交林	127				
4	いなべ市藤原町古田字薬師山1573	5038	カー15	山林	0.01	針広混 交林	80				
5	いなべ市藤原町古田字薬師山1580-1	5038	カー15	山林	0.10	ヒノキ	80				
	以下余白										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 いなべ市北勢町阿下喜31番地

氏 名 いなべ市長 日沖 靖

住 所

氏 名

（記載注意）

- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集7-11	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地					
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の 始期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益か ら伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額 の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備 考
番号	所 在		林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)							
1	いなべ市藤原町古田字切下シ1794		5039	7-12	山林	0.07	広葉樹	97	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、いなべ 市森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1回 以上実施する。ただし、経 営管理実施権が設定される 場合は、経営管理実施権者 が提示した企画提案書に基 づいて、森林整備を行うも のとする。 乙は、市有林と同程度の 回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気 象害等の確認を行う。ただ し、経営管理実施権が設定 される場合は、経営管理実 施権者が確認を行うものと する。 間伐は森林の現況や林地 の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊 等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する ものとする。	経営管理権に基づき乙が経 営管理を行うために要した経 費は乙が負担し、乙が実施す る間伐の結果生じた木材の販 売による収益はこのものとす る。 ただし、経営管理実施権が 設定された場合、経営管理実 施権者が経営管理実施権配分 計画に添付された利益の見積 額を甲に支払うものとする。 なお、木材の販売収益から利 用間伐及び販売の経費（経費 の見積額）を控除した額が経 営管理実施権配分計画に添付 された甲に支払う見積額を上 回る場合は、その額とする。	乙から甲に対し て、金銭の支払い は行わない。 ただし、経営 管理実施権が設定 された場合は、木 材の販売収入額が 確定後、経営管理 実施権者から甲に 対して速やかに支 払いを行うものと する。	経営管 理権の設 定区域は 別添図面 のと おり。	
	以下余白														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所　在	林班	小班	地目	人工林 面　積 ha	現況 樹種	現況 林齢 （森林簿）	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田字切下シ1794	5039	ア－12	山林	0.07	広葉樹	97				
	以下余白										

[

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

 権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住　　　所 いなべ市北勢町阿下喜31番地
 氏　　　名 いなべ市長　日沖　靖

 住　　　所
 氏　　　名

]

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田字切下シ1780	5038	クー21	山林	0.24	針広混 交林	127				
2	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1768	5038	クー17	山林	0.11	針広混 交林	63				
3	いなべ市藤原町古田字切下シ1790	5039	アー14	山林	0.15	広葉樹	82				
4	いなべ市藤原町古田字切下シ1789	5039	アー14	山林	0.43	ヒノキ	57				
5	いなべ市藤原町古田字切下シ1776	5038	クー31	山林	0.63	ヒノキ	102				
6	いなべ市藤原町古田字切下シ1781	5039	アー1	山林	0.12	針広混 交林	84				
7	いなべ市藤原町古田字切下シ1779	5038	クー25	山林	0.07	針広混 交林	91				
	以下余白										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 いなべ市北勢町阿下喜31番地

氏 名 いなべ市長 日沖 靖

住 所

氏 名

（記載注意）

- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集7-13	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地					
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の 始期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益か ら伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額 の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備 考
番号	所 在	林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)								
1	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1760	5038	キー1	山林	0.54	広葉樹	72	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日	乙は、森林の多面的機能 を發揮させるため、いなべ 市森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1回 以上実施する。ただし、経 営管理実施権が設定される 場合は、経営管理実施権者 が提示した企画提案書に基 づいて、森林整備を行うも のとする。 乙は、市有林と同程度の 回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気 象害等の確認を行う。ただ し、経営管理実施権が設定 される場合は、経営管理実 施権者が確認を行うものと する。 間伐は森林の現況や林地 の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊 等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する ものとする。	経営管理を行うために要した経 費は乙が負担し、乙が実施す る間伐の結果生じた木材の販 売による収益はこのものとし る。 ただし、経営管理実施権が 設定された場合、経営管理実 施権者が経営管理実施権配分 計画に添付された利益の見積 額を甲に支払うものとする。 なお、木材の販売収益から利 用間伐及び販売の経費（経費 の見積額）を控除した額が経 営管理実施権配分計画に添付 された甲に支払う見積額を上 回る場合は、その額とする。	乙から甲に対し て、金銭の支払い は行わない。 ただし、経営 管理実施権が設定 された場合は、木 材の販売収入額が 確定後、経営管理 実施権者から甲に 対して速やかに支 払いを行うものと する。	経営管 理権の設 定区域は 別添図面 のとお り。		
2	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1752	5038	ケー18	山林	0.03	スギ	68	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日						
3	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1754	5038	キー16	山林	0.01	広葉樹	50	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日						
4	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1755	5038	ケー17	山林	0.02	広葉樹	63	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日						
5	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1760-1	5038	キー16	山林	0.19	スギ	117	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日						
6	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1712	5038	エー8	山林	0.21	スギ	64	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日						
7	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1713	5038	キー10	山林	1.08	針広混 交林	112	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日						
	以下余白														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1760	5038	キー1	山林	0.54	広葉樹	72				
2	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1752	5038	ケー18	山林	0.03	スギ	68				
3	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1754	5038	キー16	山林	0.01	広葉樹	50				
4	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1755	5038	ケー17	山林	0.02	広葉樹	63				
5	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1760-1	5038	キー16	山林	0.19	スギ	117				
6	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1712	5038	エー8	山林	0.21	スギ	64				
7	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1713	5038	キー10	山林	1.08	針広混 交林	112				
	以下余白										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 いなべ市北勢町阿下喜31番地

氏 名 いなべ市長 日沖 靖

住 所

氏 名

（記載注意）

- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集7-14	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地				
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権の 始期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益か ら伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額 の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備 考	
番号	所 在		林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種							現況 林齢 (森林簿)
1	いなべ市藤原町古田字南貝戸946-1		5038	カー20	山林	0.54	ヒノキ	108	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、いなべ 市森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1回 以上実施する。ただし、経 営管理実施権が設定される 場合は、経営管理実施権者 が提示した企画提案書に基 づいて、森林整備を行うも のとする。 乙は、市有林と同程度の 回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気 象害等の確認を行う。ただ し、経営管理実施権が設定 される場合は、経営管理実 施権者が確認を行うものと する。 間伐は森林の現況や林地 の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊 等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する ものとする。	経営管理権に基づき乙が経 営管理を行うために要した経 費は乙が負担し、乙が実施す る間伐の結果生じた木材の販 売による収益はこのものとす る。 ただし、経営管理実施権が 設定された場合、経営管理実 施権者が経営管理実施権配分 計画に添付された利益の見積 額を甲に支払うものとする。 なお、木材の販売収益から利 用間伐及び販売の経費（経費 の見積額）を控除した額が経 営管理実施権配分計画に添付 された甲に支払う見積額を上 回る場合は、その額とする。	乙から甲に対し て、金銭の支払い は行わない。 ただし、経営 管理実施権が設定 された場合は、木 材の販売収入額が 確定後、経営管理 実施権者から甲に 対して速やかに支 払いを行うものと する。	経営管 理権の設 定区域は 別添図面 のとお り。
2	いなべ市藤原町古田字薬師山1596-1		5038	カー7	山林	0.00	広葉樹	112	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日				
	以下余白													

この計画に同意する。			
権利の設定を受ける市町村（乙）	住 氏	所 名	いなべ市北勢町阿下喜31番地 いなべ市長 日沖 靖
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 氏	所 名	

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集7-15	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地				
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権の 始期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益か ら伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額 の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備 考	
番号	所 在		林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種							現況 林齢 (森林簿)
1	いなべ市藤原町古田字薬師山1585-1		5038	カ-16	山林	0.17	針広混 交林	59	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、いなべ 市森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1回 以上実施する。ただし、経 営管理実施権が設定される 場合は、経営管理実施権者 が提示した企画提案書に基 づいて、森林整備を行うも のとする。 乙は、市有林と同程度の 回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気 象害等の確認を行う。ただ し、経営管理実施権が設定 される場合は、経営管理実 施権者が確認を行うものと する。 間伐は森林の現況や林地 の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊 等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する ものとする。	経営管理権に基づき乙が経 営管理を行うために要した経 費は乙が負担し、乙が実施す る間伐の結果生じた木材の販 売による収益はこのものとす る。 ただし、経営管理実施権が 設定された場合、経営管理実 施権者が経営管理実施権配分 計画に添付された利益の見積 額を甲に支払うものとする。 なお、木材の販売収益から利 用間伐及び販売の経費（経費 の見積額）を控除した額が経 営管理実施権配分計画に添付 された甲に支払う見積額を上 回る場合は、その額とする。	乙から甲に対し て、金銭の支払い は行わない。 ただし、経営 管理実施権が設定 された場合は、木 材の販売収入額が 確定後、経営管理 実施権者から甲に 対して速やかに支 払いを行うものと する。	経営管 理権の設 定区域は 別添図面 のとお り。
	以下余白													

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田字薬師山1585-1	5038	カー16	山林	0.17	針広混 交林	59				
	以下余白										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所

氏 名

いなべ市北勢町阿下喜31番地

いなべ市長 日沖 靖

住 所

氏 名

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集7-16	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称)		いなべ市長 日沖 靖		(所在地)				いなべ市北勢町阿下喜31番地	
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)						(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権の 始期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益か ら伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額 の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考				
番号	所 在		林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種							現況 林齢 (森林簿)			
1	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1761		5038	㊦-4	山林	0.54	スギ	64	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、いなべ 市森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1回 以上実施する。ただし、経 営管理実施権が設定される 場合は、経営管理実施権者 が提示した企画提案書に基 づいて、森林整備を行うも のとする。 乙は、市有林と同程度の 回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気 象害等の確認を行う。ただ し、経営管理実施権が設定 される場合は、経営管理実 施権者が確認を行うものと する。 間伐は森林の現況や林地 の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊 等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する ものとする。	経営管理権に基づき乙が経 営管理を行うために要した経 費は乙が負担し、乙が実施す る間伐の結果生じた木材の販 売による収益は乙のものとし る。 ただし、経営管理実施権が 設定された場合、経営管理実 施権者が経営管理実施権配分 計画に添付された利益の見積 額を甲に支払うものとする。 なお、木材の販売収益から利 用間伐及び販売の経費（経費 の見積額）を控除した額が経 営管理実施権配分計画に添付 された甲に支払う見積額を上 回る場合は、その額とする。	乙から甲に対し て、金銭の支払い は行わない。 ただし、経営 管理実施権が設定 された場合は、木 材の販売収入額が 確定後、経営管理 実施権者から甲に 対して速やかに支 払いを行うものと する。	経営管 理権の設 定区域は 別添図面 のとお り。			
	以下余白																

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1761	5038	オー4	山林	0.54	スギ	64				
	以下余白										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所　いなべ市北勢町阿下喜31番地

氏 名　いなべ市長　日沖　靖

住 所

氏 名

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集7-17	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称)	いなべ市長 日沖 靖		(所在地)	いなべ市北勢町阿下喜31番地		
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)						(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権の 始期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額 の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考	
番号	所 在		林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種							現況 林齢 (森林簿)
1	いなべ市藤原町古田字宮之谷1708-2		5038	エー10	保安林	0.03	ヒノキ	77	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、いなべ 市森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1回 以上実施する。ただし、経 営管理実施権が設定される 場合は、経営管理実施権者 が提示した企画提案書に基 づいて、森林整備を行うも のとする。 乙は、市有林と同程度の 回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気 象害等の確認を行う。ただ し、経営管理実施権が設定 される場合は、経営管理実 施権者が確認を行うものと する。 間伐は森林の現況や林地 の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊 等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する ものとする。	経営管理権に基づき乙が経 営管理を行うために要した経 費は乙が負担し、乙が実施す る間伐の結果生じた木材の販 売による収益は乙のものとし る。 ただし、経営管理実施権が 設定された場合、経営管理実 施権者が経営管理実施権配分 計画に添付された利益の見積 額を甲に支払うものとする。 なお、木材の販売収益から利 用間伐及び販売の経費（経費 の見積額）を控除した額が経 営管理実施権配分計画に添付 された甲に支払う見積額を上 回る場合は、その額とする。	乙から甲に対し て、金銭の支払い は行わない。 ただし、経営 管理実施権が設定 された場合は、木 材の販売収入額が 確定後、経営管理 実施権者から甲に 対して速やかに支 払いを行うものと する。	経営管 理権の設 定区域は 別添図面 のとお り。
	以下余白													

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所　在	林班	小班	地目	人工林 面　積 ha	現況 樹種	現況 林齢 （森林簿）	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田字宮之谷1708-2	5038	Eー10	保安林	0.03	ヒノキ	77				
	以下余白										

[この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住　　　所　　いなべ市北勢町阿下喜31番地

氏　　　名　　いなべ市長　日沖　靖

住　　　所

氏　　　名

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集7-18	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地				
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権の 始期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益か ら伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額 の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備 考	
番号	所 在		林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種							現況 林齢 (森林簿)
1	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1751		5038	㌒ー1	山林	0.00	スギ	65	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、いなべ 市森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1回 以上実施する。ただし、経 営管理実施権が設定される 場合は、経営管理実施権者 が提示した企画提案書に基 づいて、森林整備を行うも のとする。 乙は、市有林と同程度の 回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気 象害等の確認を行う。ただ し、経営管理実施権が設定 される場合は、経営管理実 施権者が確認を行うものと する。 間伐は森林の現況や林地 の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊 等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する ものとする。	経営管理権に基づき乙が経 営管理を行うために要した経 費は乙が負担し、乙が実施す る間伐の結果生じた木材の販 売による収益はこのものとす る。 ただし、経営管理実施権が 設定された場合、経営管理実 施権者が経営管理実施権配分 計画に添付された利益の見積 額を甲に支払うものとする。 なお、木材の販売収益から利 用間伐及び販売の経費（経費 の見積額）を控除した額が経 営管理実施権配分計画に添付 された甲に支払う見積額を上 回る場合は、その額とする。	乙から甲に対し て、金銭の支払い は行わない。 ただし、経営 管理実施権が設定 された場合は、木 材の販売収入額が 確定後、経営管理 実施権者から甲に 対して速やかに支 払いを行うものと する。	経営管 理権の設 定区域は 別添図面 のと おり。
	以下余白													

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1751	5038	クー1	山林	0.00	スギ	65				
	以下余白										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所

氏 名

いなべ市北勢町阿下喜31番地

いなべ市長 日沖 靖

住 所

氏 名

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田字切下シ1800	5039	ア-14	山林	0.94	ヒノキ	68				
2	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1756	5038	ク-19	山林	0.03	スギ	70				
3	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1714	5038	キ-15	山林	0.65	スギ	52				
4	いなべ市藤原町古田字切下シ1788	5039	ア-1	山林	0.59	針広混 交林	84				
	以下余白										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 いなべ市北勢町阿下喜31番地

氏 名 いなべ市長 日沖 靖

住 所

氏 名

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所　在	林班	小班	地目	人工林 面　積 ha	現況樹種	現況林齢 （森林簿）	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
１	いなべ市藤原町古田字切下シ1791	5039	アー12	山林	0.25	針広混交林	97				
２	いなべ市藤原町古田字切下シ1792	5039	アー12	山林	0.07	針広混交林	97				
３	いなべ市藤原町古田字切下シ1786	5039	アー１	山林	0.88	針広混交林	84				
４	いなべ市藤原町古田字切下シ1777	5039	アー１	山林	0.09	広葉樹	84				
５	いなべ市藤原町古田字薬師山1582	5038	カー16	山林	0.02	針広混交林	63				
	以下余白										

[

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

 いなべ市長 日沖 靖

住　　　所

氏　　　名

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

 いなべ市北勢町阿下喜31番地

住　　　所

氏　　　名

]

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集7-22	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地			
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権の 始期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益か ら伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額 の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備 考
番号	所 在	林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)						
1	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1766	5038	㌒ー17	山林	0.09	ヒノキ	63	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、いなべ 市森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1回 以上実施する。ただし、経 営管理実施権が設定される 場合は、経営管理実施権者 が提示した企画提案書に基 づいて、森林整備を行うも のとする。 乙は、市有林と同程度の 回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気 象害等の確認を行う。ただ し、経営管理実施権が設定 される場合は、経営管理実 施権者が確認を行うものと する。 間伐は森林の現況や林地 の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊 等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する ものとする。	経営管理権に基づき乙が経 営管理を行うために要した経 費は乙が負担し、乙が実施す る間伐の結果生じた木材の販 売による収益はこのものとす る。 ただし、経営管理実施権が 設定された場合、経営管理実 施権者が経営管理実施権配分 計画に添付された利益の見積 額を甲に支払うものとする。 なお、木材の販売収益から利 用間伐及び販売の経費（経費 の見積額）を控除した額が経 営管理実施権配分計画に添付 された甲に支払う見積額を上 回る場合は、その額とする。	乙から甲に対し て、金銭の支払い は行わない。 ただし、経営 管理実施権が設定 された場合は、木 材の販売収入額が 確定後、経営管理 実施権者から甲に 対して速やかに支 払いを行うものと する。	経営管 理権の設 定区域は 別添図面 のとお り。
2	いなべ市藤原町古田字切下シ1793	5039	㌒ー12	山林	0.09	針広混 交林	97	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日				
	以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所　在	林班	小班	地目	人工林 面　積 ha	現況 樹種	現況 林齢 （森林簿）	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
１	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1766	5038	㌵ー17	山林	0.09	ヒノキ	63				
２	いなべ市藤原町古田字切下シ1793	5039	㌶ー12	山林	0.09	針広混 交林	97				
	以下余白										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住　　所　いなべ市北勢町阿下喜31番地

氏　　　名　いなべ市長　日沖　靖

住　　所

氏　　　名

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集7-23	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地				
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権の 始期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益か ら伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額 の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考	
番号	所 在		林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種							現況 林齢 (森林簿)
1	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1763		5038	㌒ー21	山林	1.55	スギ	127	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、いなべ 市森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1回 以上実施する。ただし、経 営管理実施権が設定される 場合は、経営管理実施権者 が提示した企画提案書に基 づいて、森林整備を行うも のとする。 乙は、市有林と同程度の 回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気 象害等の確認を行う。ただ し、経営管理実施権が設定 される場合は、経営管理実 施権者が確認を行うものと する。 間伐は森林の現況や林地 の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊 等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する ものとする。	経営管理権に基づき乙が経 営管理を行うために要した経 費は乙が負担し、乙が実施す る間伐の結果生じた木材の販 売による収益はこのものとす る。 ただし、経営管理実施権が 設定された場合、経営管理実 施権者が経営管理実施権配分 計画に添付された利益の見積 額を甲に支払うものとする。 なお、木材の販売収益から利 用間伐及び販売の経費（経費 の見積額）を控除した額が経 営管理実施権配分計画に添付 された甲に支払う見積額を上 回る場合は、その額とする。	乙から甲に対し て、金銭の支払い は行わない。 ただし、経営 管理実施権が設定 された場合は、木 材の販売収入額が 確定後、経営管理 実施権者から甲に 対して速やかに支 払いを行うものと する。	経営管 理権の設 定区域は 別添図面 のとお り。
2	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1753		5038	㌒ー16	山林	0.01	スギ	117	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日				
	以下余白													

[illegible]

(記載注意)